

居宅介護事業(総合支援)ができること・できないこと

日常生活の援助(家事援助)の場合

※本人が住み慣れた地域で自立して日常生活を送ることができるよう援助いたします。本人のために使われるサービスです。

○ できること

(例) ・調理や配膳、片付け ・食事の見守り ・普段過ごす場所の掃除 ・洗濯 ・買い物代行 ・薬、郵便の受取 ・ゴミ出し

・衣服の整理 ・ベッドメイク ・布団干し ・生活等に関する相談や助言



× できないこと

(本人以外の援助行為や、最低限の日常生活に必要なこと)

(例) ・金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり ・使わない部屋の掃除 ・家族や来訪者に対するサービスの提供 ・行事食作り

・酒、煙草類の購入・洗車 ・農作業 ・家電、家具の移動や修理 ・窓拭き ・大掃除(室内照明の傘掃除、はたきかけ、クモの巣取

り等) ・入院先のお見舞 ・ペットの世話 ・庭の手入れ ・親族が自宅にいる時のサービス ・ヘルパーや利用者の車に乗る事

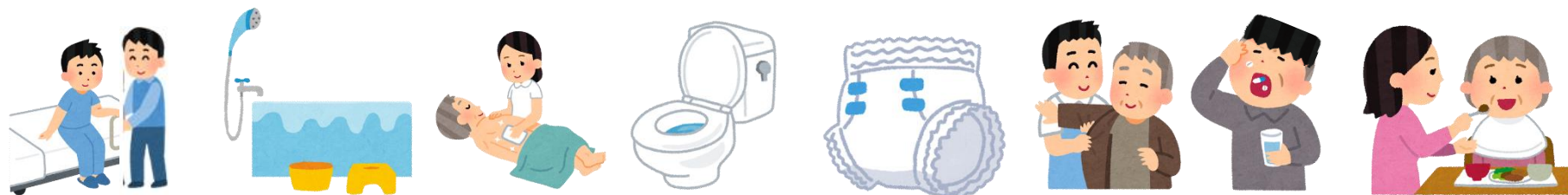


居宅介護事業(総合支援)ができること・できないこと

直接体に触れて行う援助(身体介護)の場合

○ できること

- (例) ・起床介助 ・入浴介助、清拭 ・就寝介助 ・体位交換 ・排泄介助 ・衣服の着脱 ・服薬介助 ・食事介助 ・整容介助
・室内の車イスでの移動や歩行の介助 ・自宅での乗車、降車のための介助
軟膏塗布、湿布塗布、点眼、座薬挿入、体温、血圧測定、整容、耳掃除、ひげそり、爪切り
※ _____については内容の確認が必要です。



× できないこと

(本人以外の援助行為や、最低限の日常生活に必要なこと)

- (例) ・医療行為 ・理美容やマッサージ ・病院受診待ち時間の付き添い ・利用者、ヘルパーの自家用車を運転しての送迎

